

「かほく応援券」に関する よくあるお問い合わせ

1. 応援券購入時

Q 発売日前に予約したいと言われました。

A 予約はできません。多くの人に平等に行き渡るように、発売日を守って頂くようお願いいたします。

Q 発売初日は何時から販売できますか？

A 開店時間より販売開始してください。開店時間前の販売はしないようにお願いします。

Q 裏面の購入者情報に会社名などを記入することはできますか？

(会社や事業所の名前で購入することはできますか？)

A できません。事業用の仕入れ等には使用できませんので、個人名での記入をお願いします。

Q 応援券購入時に、領収書が欲しいと言われました。

A 購入時には、領収書ではなく1枚あたり5,000円の「受領書」や「預り証」などを発行することをおすすめします。詳しくは、「4. 経理処理について」を参照してください。

また、応援券は事業用の仕入れ等には使用できませんので、宛名には購入者情報と同じ個人名を記入してください。

Q 応援券がすべて売り切れしました。追加することはできますか？

A 最初に申し込んだ枚数も含めて、1事業所100枚の範囲内であれば追加することができます。ただし、応援券の総数には限りがありますので、申込事業者の数によっては追加できないこともあります。

2. 応援券使用时

Q 1回の会計で7000円分など、まとめて使うことはできますか？

A できます。複数枚まとめて使うこともできます。

Q 応援券を使用した会計におつりを出す必要はありますか？

(400円の買い物に500円分を使用した時など)

A おつりは出ません。

Q 応援券を使用する際、端数を現金で払うことはできますか？

(600円の買い物に500円分を使用して残り100円を現金で払う、など)

A できます。

Q 金券等の購入に使用する事はできますか？

A 金券等(入浴回数券等も含みます)の購入に使用することはできません。

Q 期限が切れた（購入から半年以上経過した）応援券は、どのように取り扱えばよいですか？

A 有効期限を過ぎた応援券は、使用も未使用分の返金もできません。

Q 消費税の課税事業者です。応援券使用時の経理処理について教えてください。

A 消費税の計算は、応援券の使用時（サービスの提供時）に判断します。領収書も、この時に使用額分を発行することをおすすめします。

一連の流れについては、「4. 経理処理について」を参照してください。

3. 精算時

Q 応援券の精算とは何ですか？

A 応援券の販売期間終了後に、販売枚数を記入した報告書と、応援券販売時に切り離れた「販売店舗精算用」（購入者情報が書かれているもの）を提出いただきます。

Q 販売期間を過ぎても応援券が売れ残った場合、どのように精算すればよいですか？

A 応援券に売れ残りがある場合は、報告書、「販売店舗精算用」に加えて、売れ残った応援券と先渡ししているプレミアム分（2000円×残数分）を現金でお返しいただきます。全て売り切った場合には、返金の必要はありません。

4. 経理処理について

◇ 簡単な処理の一例 ◇

※売上に入るタイミングを明確にします

1. 応援券購入時

- ・ 1枚あたり5,000円分の「受領書」「預り証」などを発行します
- ・ 領収書は発行しません

2. 応援券使用時（商品・サービスの提供時）

- ・ 使用額分の領収書を発行します
- ・ 消費税率の計算もこのタイミングで行います
- ・ 最終的に1枚につき7,000円分の領収書＝売上になります

3. 応援券精算時（売れ残った応援券を返却するとき）

- ・ プレミアム分2,000円×残数分を現金で返却します
- ・ 先渡ししたプレミアム分の返却なので、受け取り時との整合性をとれるように注意します

あくまで「一例」になります。

「領収書」を二重に発行しないよう注意します

5. かほく応援券 8月1日以降のご購入について

「第2弾 かほく応援券」チラシにおいて、購入枚数について「但し、7/5～7/31までは2枚とし、8/1からは、残り3枚を購入できます。」との記述がありますが、8月以降ご購入いただけるのは、あくまでお店に応援券の在庫がある場合です。8月1日以降販売分を別に用意しているという意味ではありません。お店に在庫がなければ、販売できない場合もあります。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。